

# 相続財産清算人について

令和5年9月20日 弁護士 峯川 弘暉 minekawa\_h@clo.gr.jp

### 第1 はじめに

令和3年民法改正(相続法)¹によって、相続財産管理制度が改正されました(以下、「本改正」。)。相続財産管理制度とは、相続が発生したものの相続財産の管理が不十分であるときに、相続財産の管理・清算のために、相続財産を管理する者を選任する制度のことです。本改正は、令和5年4月1日に施行されました²。

本改正以前の相続財産管理人には、相続財産の保存を目的とするものと清算を目的とするものの2つの類型がありました。なお保存目的の相続財産管理人は実務上あまり使用されておらず、本改正以前「相続財産管理人」というと清算目的の相続財産管理人のことを指すことが一般的でした。

本改正によって、保存目的の相続財産管理人は、「相続財産管理人」(改正後民法897条の2。)として整理され、清算目的の旧相続財産管理人は、「相続財産清算人」(改正後民法936条及び952条)として整理されました<sup>3</sup>。

以下では、本改正以前の相続財産管理人を「旧相続財産管理人」、本改正後の相続 財産管理人を「新相続財産管理人」と呼称します。

新相続財産管理人及び相続財産清算人については、それぞれ保存目的及び清算目的の旧相続財産管理人よりも実務上利用しやすい制度となっております。以下、本改正の概要及び実務上の影響について解説いたします。

### 第2 新相続財産管理人

#### 1 改正の概要

保存目的の旧相続財産管理人は、相続の各ケース(①いわゆる熟慮期間中、 ②限定承認後、③相続の放棄後次順位者への引継ぎ前)において、利害関係人 又は検察官の請求によって、選任されることになっておりました(改正前民法 918条2項、926条2項及び940条2項)。しかし④単純承認後から遺産

<sup>「</sup>民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」による

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 令和5年4月1日以後は、被相続人が同日前に死亡した場合であっても、本改正後の法律が適用されます。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 法形式上は、改正前民法936条1項及び952条1項の「相続財産管理人」の名称が 「相続財産清算人」に変更されたという形式になります。

分割までのケース及び⑤相続人のあることが明らかでないケースには、選任規 定がなく保存目的の旧相続財産管理人は選任できませんでした。

本改正によって、④及び⑤のケースも含め相続の各段階で区切りのない包括 的な新相続財産管理人制度が設けられることになりました(改正後民法897 条の2)。

### 2 新しい活用法

特に⑤のケースで新相続財産管理人が選任できるようになったことは注目されます。

新相続財産管理人には、清算権限が付与されておらず相続財産の保存に必要な処分を行うにとどまるため、予納金等選任のコストが低くなると考えられます。したがって、従来⑤のケースで実務上清算目的の旧相続財産管理人が選任されていたものの、旧相続財産管理人に清算権限の付与までは不必要であった場面で、相続財産清算人でなく新相続財産管理人が選任される場面があるかもしれません。

例えば、債務者が死亡し相続人が明らかでない場合に、債権者たる金融機関が債務者(被相続人)の借入金と預金を相殺(預金相殺)するとき、相殺の意思表示の対象として、清算目的の旧相続財産管理人を選任することが実務上行われていましたが、この点について、本改正後は、新相続財産管理人を相殺の意思表示の対象とすることが可能である旨指摘する文献 45 もあり、今後の新相続財産管理人の利用状況が注目されます。

# 第3 相続財産清算人

#### 1 制度の概要

前記のとおり、新相続財産管理人は相続人があることが明らかでない場合も含めて選任が可能とされております。異なる目的を有するものを同一の名称で呼ぶことは相当でないと考えられたことにより、清算目的の旧相続財産管理人は相続財産清算人に名称変更されました。相続財産清算人は、清算目的の旧相続財産管理人と比べ権限に変更はありませんが、下記のとおり公告期間が短縮されております。

### 2 公告期間

清算目的の旧相続財産管理人は、家庭裁判所による旧相続財産管理人選任の 公告を2カ月行い、その後に相続債権者及び受遺者に対する請求申出を求める

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 蓑毛良和「関西金融法務懇談会報告 所有者不明土地問題の解決に向けた民法・不動産 登記法改正と金融実務」金融法務事情 2173 号 (2021 年) 48 頁

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 上田純「リーディング金融法務 所有者不明土地対策のための民法・不動産登記法改正 と金融実務―法制審部会中間試案を踏まえて―」金融法務事情 2130 号 (2020 年) 5 頁

公告を2カ月行い、さらにその後に相続人捜索の公告を6カ月以上行うことになっておりました(改正前民法952条第2項、957条第1項及び958条第1項)。以上のとおり、本改正以前では、清算目的の旧相続財産管理人が選任された後に、公告手続を合計10カ月以上も行わなければなりませんでした。

本改正後は、相続財産清算人選任及び相続人捜索の公告を同時に6カ月行い、その公告期間中に相続債権者及び受遺者に対する請求申出を求める公告も満了しなければならないとされております(改正後民法952条2項及び957条1項)。このように本改正によって、相続財産清算人が選任された後の公告手続は6カ月以上となり短縮されております。

### 第4 おわりに

今回のメールマガジンでは令和3年民法改正(相続法)で変更が加えられた相続財産管理制度について概説いたしました。新相続財産管理人は、選任できる場面が増え包括的な制度となった点で保存目的の旧相続財産管理人と比べ利用しやすいものとなりました。また、相続財産清算人は公告期間が短縮された点で清算目的の旧相続財産管理人と比べ利用しやすいものとなりました。

また従来清算目的の旧相続財産管理人が選任されていた場面で、相続財産清算人でなく 新相続財産管理人が利用される場面が現れてくるかもしれません。新相続財産管理人の実 務上の利用状況について注目されます。

ここまでお読みいただきありがとうございました。今回のメールマガジンが皆様のご理解の一助になれば幸いです。

本件記事に関してご質問事項等ございましたら、本記事冒頭のメールアドレスまでご遠慮なくご連絡ください。

以上

## 【参考文献】

本文脚注に挙げたもののほか、

・鹿浦大観「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて (民法・不動産登記法改正及び相続土地国庫帰属法)」(銀行法務 No. 888 号) 26-32 頁 当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではございません。本稿 記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については 当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い 合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせが ございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo\_mlstop@clo.gr.jp)